

第2期
伊東市子ども・子育て支援事業計画
中間見直し

令和5年3月
伊東市

第2期伊東市子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

1 見直しの趣旨

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、令和2年3月に策定した「第2期伊東市子ども・子育て支援事業計画」（令和2～6年度）について、今回、国の基本指針に基づき、中間年における見直しを行いました。令和5年度以降の計画の見直しについては、幼稚園や保育園、放課後児童クラブ等を利用する子どもの数の実績値を把握し、計画値とニーズ量（需要）が10%以上の乖離がある場合、今後のニーズ量（需要）を算出し、必要に応じて提供体制等の見直しを行うものであり、伊東市子ども・子育て会議の審議を経て作成しました。

2 見直しの考え方について

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日内閣府事務連絡）に基づく見直しの考え方は次のとおりです。

(1) 教育・保育給付（幼稚園・保育園・認定こども園など）について

令和3年4月1日時点の認定区分ごとの子どもの人数の実績値が、計画における量の見込みと比較して10%以上の乖離がある場合。

$$\frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \leq 90\% \quad \text{又は} \quad \frac{\text{実績値}}{\text{量の見込み}} \geq 110\%$$

乖離が生じた場合は要因がいずれにあるのかを分析し、量の見込みを再計算（補正）する。

- 推計児童数 ○増減事由の把握（社会増減か自然増減か）
- 教育・保育ニーズ ○女性の就業率の動向 など

※形式的に上記の基準はあるものの、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討すること。

(2) 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、一時預かり事業等）について

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、各事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合。

※なお、(1)、(2)のいずれも実績値の乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや「量の見込み」の補正を実施するにあたり、当該影響を十分に留意した上で補正すること。

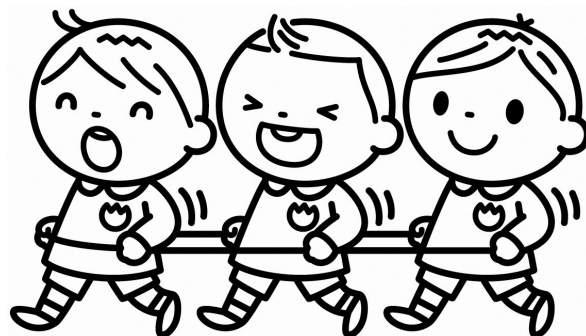
3 中間見直しの内容

前項の基準を踏まえ、本計画の見直しの範囲は次のとおりとしました。

<見直しの範囲>

計画書			ページ
第4章	教育・保育施設の充実	1 量の見込み 2 提供体制の確保と実施時期	P19～P21
第5章	地域子ども・子育て支援事業の充実	1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	P26～P35

※上記見直し箇所以外は、令和2年3月策定の「第2期伊東市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎます。



第4章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み 及び 2 提供体制の確保と実施時期

(1) 1号認定(3歳以上、幼稚園を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含む。)

年齢	3～5歳
利用施設	幼稚園（新制度、新制度未移行）、認定こども園
保育の必要性	幼児期の学校教育（保育を必要としない子ども）

ア 現行計画

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数（＝園児数）	478	475	447	416	399
確保の内容（＝定員合計）	691	713	713	713	713
特定教育・保育施設	691	713	713	713	713
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	213	238	266	297	314



見直し必要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数（＝園児数）	481	409	352	321	293
確保の内容（＝定員合計）	576	598	598	573	573
特定教育・保育施設	576	598	598	573	573
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	95	189	246	252	280

※実績値は10月1日現在

【提供体制見直しの考え方】

少子化の進行に伴って量の見込み（必要利用定員総数）は計画値を大きく下回っているが、それに伴って幼稚園の休園を進めることで確保方策（確保内容）の調整を図ってきたため、令和4年度時点で過不足値は計画に近い数値となっています。

令和5・6年度の見直しに当たっては、出生数と幼稚園への入園率等を踏まえた見込み園児数（推計値）で補正します。

(2) 2号認定(3歳以上、保育所を利用希望・幼児期の学校教育の利用希望が強い者を含まない。)

年齢	3～5歳
利用施設	認可保育所、幼稚園と預かり保育の併用、認定こども園
保育の必要性	保育を必要とする子ども（保育認定）

ア 現行計画

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数	530	515	516	480	461
確保の内容	537	537	537	537	537
特定教育・保育施設	537	537	537	537	537
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足	7	22	21	57	76



見直し不要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数	535	518	525	480	461
確保の内容	527	523	537	537	537
特定教育・保育施設	527	523	537	537	537
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足	△8	5	12	57	76

※実績値は10月1日現在

【提供体制見直しの考え方】

概ね計画どおりの実績となっており、必要利用定員（ニーズ）と、その受け皿である確保方策との乖離はそれほど小さくなく、今後2年間も同様の推移でいくことが見込まれることから、令和5・6年度の見直しを行いません。

(3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

ア 現行計画

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数	104	100	95	95	90
確保の内容	104	104	104	104	104
特定教育・保育施設	89	89	89	89	89
地域型保育事業	15	15	15	15	15
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足	0	4	9	9	14



見直し不要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数	92	86	102	95	90
確保の内容	92	88	104	104	104
特定教育・保育施設	79	76	89	89	89
地域型保育事業	13	12	15	15	15
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業所	0	0	0	0	0
過不足	0	2	2	9	14

※実績値は10月1日現在

【提供体制見直しの考え方】

少子化により出生数は減少しているが、0歳児保育の量の見込みについては、育児休業の取得状況や、年度当初から年度末にかけて、出生に伴い段階的に利用数が増加することを踏まえ、適切に量を見込む必要があります。令和3年度の実績値による比較は90%を下回りますが、保育ニーズは年によってばらつきがあることから、今後2年間の下方修正は不要とし、令和5・6年度の見直しを行いません。

(4) 3号認定(1・2歳、保育所を利用希望)

ア 現行計画

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数	312	296	290	289	261
確保の内容	318	318	318	316	312
特定教育・保育施設	272	272	272	272	272
地域型保育事業	40	40	40	40	40
認可外保育施設	3	3	3	2	0
企業主導型保育事業所	3	3	3	2	0
過不足	6	22	28	27	51



見直し不要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
必要利用定員総数	311	313	288	289	261
確保の内容	304	306	318	316	312
特定教育・保育施設	264	265	272	272	272
地域型保育事業	36	37	40	40	40
認可外保育施設	2	2	3	2	0
企業主導型保育事業所	2	2	3	2	0
過不足	△7	△7	30	27	51

※実績値は10月1日現在

【提供体制見直しの考え方】

概ね計画どおりの実績となっており、必要利用定員（ニーズ）と、その受け皿である確保方策との乖離はそれほど小さくなく、今後2年間も同様の推移でいくことが見込まれることから、令和5・6年度の見直しを行いません。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

＜見直す事業 2事業＞

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

〔対象年齢〕 就学児（6～11歳）

〔実施箇所〕 9か所 ※東・西・旭小学校の統合に伴い、令和5年度からは7か所となります。

ア 現行計画（市全体）

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（1年生）	124	117	104	106	93
（2年生）	92	101	97	84	85
（3年生）	111	91	101	95	82
（4年生）	67	67	62	66	62
（5年生）	36	36	39	33	35
（6年生）	18	17	20	20	17
量の見込み合計	448	429	423	404	374
確保の方策	465	455	447	427	422
個所数	8	9	9	7	7



見直し必要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（1年生）	137	128	120	125	112
（2年生）	101	126	113	105	110
（3年生）	94	83	106	95	84
（4年生）	59	47	50	54	52
（5年生）	46	38	32	34	39
（6年生）	15	18	20	22	19
量の見込み合計	452	440	441	435	416
確保の方策	465	505	465	466	466
個所数	8	9	9	7	7

【提供体制見直しの考え方】

当初の計画では、児童数の減少に伴い利用希望者数も減少に転じる見込みとしていたが、主に女性就業率の上昇による要因から、低学年～中学年の保育ニーズが見込みよりも増加傾向にあり、令和5・6年度は、児童数に利用率が1.1%ずつ増加することを見込んで量の見込みを算出しました。学校の統廃合や新クラブの整備により、学年ごとの量の見込みの人数を変更し、それに対応した確保方策の人数に変更します。

(2) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労、育児疲れ等への対応、疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等において、一時的に子どもの預かり保育を行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園型（幼稚園在園児対象） 3～5歳

②幼稚園型以外（保育園等で実施の未就園児） 0～5歳

[実施箇所] ①幼稚園型 7か所（公立幼稚園5園・私立幼稚園1園・認定こども園1園）

②幼稚園型以外 3か所（公立保育園2園・私立保育園1園）

① 幼稚園型（在園児対象型）

ア 現行計画

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み合計	13,657	12,510	11,763	10,949	10,522
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	8,407	7,260	6,513	6,749	6,322
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	5,250	5,250	5,250	4,200	4,200
確保の方策	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000



見直し必要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み合計	13,848	13,938	14,141	13,976	13,976
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	3,497	3,395	4,622	3,838	3,838
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	10,351	10,543	9,519	10,138	10,138
確保の方策	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

【提供体制見直しの考え方】

働き方の多様化により、2号認定を受けて幼稚園に通う園児の一時預かり保育の利用者が計画をはるかに上回る形で増えています。3か年の利用実績を基に、令和5・6年度は利用見込み園児数で補正するとともに、長期休業期間中の預かり保育実施日及び実施時間の延長等により、見込み量の受け皿を確保します。

②保育園等における幼稚園型以外（未就園児利用型）

ア 現行計画

単位：人

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1,600	1,550	1,500	1,450	1,400
確保の方策	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400



見直し不要

イ 実績値及び推計値

単位：人

	実績値			推計値	
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数	925	721	900	1,450	1,400

【提供体制見直しの考え方】

新型コロナウイルス感染症の拡大以前は保育ニーズが高いことから、本来の実績値の把握が困難であるため、令和5・6年度は見直しを行いません。

<見直さない事業 9事業>

当初事業計画の見込み量で推移する対象事業

- ア 利用者支援事業
- イ 時間外保育事業（延長保育・休日保育）
- ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- エ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- オ 養育支援訪問事業
- カ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- キ 病児保育事業（病児対応型保育・体調不良時対応型保育）
- ク 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ケ 妊婦健康診査事業